

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1
TEL 0847-22-3211 FAX 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp (所長用)
mmc.matsuura@tkcnf.or.jp (事務所用)

URL <http://www.matsuura-apollon.jp>

5

令和8年
2026

税務

令和8年度税制改正のポイント③

食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

会計

モヤモヤ解消! 領収書にまつわる素朴なギモン

労務

あらためてチェックしてみよう! 「給与明細」のきほん

コラム

「書く瞑想」で頭も心もスッキリしよう

今月のことば

俺らまだ
のびしろしかないわ
「のびしろ」

Creepy Nuts

令和8年度税制改正のポイント③ 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

長引く物価高をふまえ、令和8年度税制改正により、「食事支給に係る所得税の非課税限度額」が42年ぶりに見直されます。「第3の賃上げ」ともいわれている、従業員等への食事支給。改正のポイントをおさえ、自社の福利厚生 of 充実に役立てましょう。

※本欄は、「令和8年度税制改正の大綱」(令和7年12月26日閣議決定)を基に作成しています。

物価上昇に対応するため食事支給に係る非課税限度額が「3,500円」→「7,500円」に

福利厚生の一環として、従業員等に対して弁当等の食事支給を行っている企業も少なくありません。企業が従業員等へ食事を支給したとき、原則は**現物給与** **そもそも解説①** として課税されます。ただし、次の2つの要件をいずれも満たしていれば、従業員等の給与として課税されません **そもそも解説②**。

- ①従業員等が食事価額の50%以上を負担していること。
- ②企業負担額(=食事価額-従業員等が負担している金額)が、月額3,500円以下(消費税額を除く)であること。

令和8年度税制改正により、食事支給に係る所得税非課税限度額(=企業負担額の上限)が「月額3,500円以下」から「月額7,500円以下」に引き上げられます(図表)。



改正前の非課税限度額「月額3,500円」は、昭和59年(1984年)の物価水準を根拠として設定されたもの。「現在の物価水準と乖離している」との指摘もあり、42年ぶりに、非課税限度額が大幅に引き上げられることとなりました。

あわせて、深夜勤務(午後10時~午前5時)に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、所得税が非課税とされる1回の支給額が、「300円以下」→「650円以下」(消費税額を除く)に引き上げられます。

※いずれも、所得税基本通達の改正をふまえ、令和8年4月1日以後に支給する食事について適用予定。

図表 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

改正前

- 企業が従業員等に支給する食事について、
- ①従業員等が食事価額の50%以上を負担
- ②企業負担額が月額3,500円以下

(例)

食費月額16,000円
従業員負担12,800円 企業負担3,200円の場合

12,800円 (80%)	3,200円 (20%)
------------------	-----------------

改正後

- 企業が従業員等に支給する食事について、
- ①従業員等が食事価額の50%以上を負担(変更なし)
- ②企業負担額が月額7,500円以下(4,000円上昇)

(例)

食費月額16,000円
従業員負担8,800円 企業負担7,200円の場合

8,800円 (55%)	7,200円 (45%)
-----------------	-----------------

この割合が50%を下回ると、従業員負担額を差し引いた額(=企業負担額)が課税対象に

経済産業省「令和8年度 経済産業関係 税制改正について」(令和7年12月)を基に作成

食事支給は「第3の賃上げ」 従業員の手取りを増やすことにも

食事支給は、定期昇給やベースアップに続く「第3の賃上げ」ともいわれます。実質的な手取りアップとなるため、従業員満足度の向上や人材の定着が期待できるほか、採用活動でも「社員を大切にしている会社」との印象を

応募者に与えることにつながります。現在では仕出し弁当のほか、特定の提携飲食店等で使える食事券・電子カード、設置型の社食サービス等、食事支給の形態も広がりを見せています。ただし、いずれの場合も図表(2頁)の要件を満たしていなければ「給与」とされます。源泉徴収事務の誤りにもつながるため、負担割合等についてはよく確認しましょう。

そもそも解説 ①

現物給与とは

給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、次に掲げるような物または権利その他の経済的利益をもって支給されることがあります。

- (1) 物品その他の資産を無償または低い価額により譲渡したことによる経済的利益
- (2) 土地、家屋、金銭その他の資産を無償または低い対価により貸し付けたことによる経済的利益
- (3) 福利厚生施設の利用など、上記(2)以外の用役を無償または低い対価により提供したことによる経済的利益
- (4) 個人的債務を免除または負担したことによる経済的利益

これらの経済的利益を一般に「現物給与」といい、原則として給与所得の収入金額とされます。

ただし、現物給与には、①職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、②換金性に欠けるもの、③その評価が困難なもの、④受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭による給与と異なる性質があり、また、⑤政策上特別の配慮を要するもの——などもあるため、特定の現物給与については、課税上金銭による給与とは異なった特別の取り扱いが定められています。例えば、食事の現物支給や商品の値引販売等がこれに該当します。

そもそも解説 ②

「食事を支給したとき」の取り扱い

企業が従業員等に食事を支給したときの「食事の価額」とは、次のことをいいます。なお、「消費税の額を除いた額」で判定されます。

- (1) 弁当等を購入して支給している場合：業者に支払う購入金額
- (2) 社員食堂等で会社が作った食事を支給している場合：食事の材料費や調味料等、食事を作るために直接かかった費用の合計額

図表(2頁)の要件を満たしていなければ、食事の価額から従業員等の負担している金額を控除した残額(=企業負担額と同額)が給与として課税されます。



CASE ① 「給与」とされる場合



- 弁当の価額：800円(税抜)
- 従業員負担額：350円 ● 企業負担額：450円
- 1か月の支給日数：20日
(800円-350円)×20日間=9,000円
- ▶ 従業員負担額が食事価額の50%を下回っているため、従業員負担額を差し引いた9,000円分が「給与」として課税される

CASE ② 「福利厚生費」となる場合



- 弁当の価額：800円(税抜)
- 従業員負担額：450円 ● 企業負担額：350円
- 1か月の支給日数：20日
(800円-450円)×20日間=7,000円
- ▶ 従業員負担額が食事価額の50%超であり、企業負担額が7,000円<7,500円であるため、7,000円分が「福利厚生費」として処理できる

モヤモヤ解消! 領収書にまつわる素朴なギモン

新年度となり、新入社員を迎えた企業も多いことでしょう。このタイミングであらためて確認しておきたいのが、「領収書」にまつわる基本的なルール。意外と、中堅社員でも、「あれ?」と迷いがちなところも多いはず。素朴なギモンを一緒に解消しましょう。

	森下(22)。この春入社したての営業担当。		鈴木(41)。営業のエースだが少しルーズ。
	田口(35)。さっぱり真面目な経理担当。		新井(42)。優しくも厳しい巡回監査担当者。





領収書のポイント

- ・日付 ・宛名 ・金額 ・但し書き
- ・内訳 ・発行者 ・追記(支出目的等)

ギモンその①

領収書があれば「経費」にできる?


 先輩から「資料として、いろいろな種類の雑誌を購入して」と頼まれました。資料にもなるし、愛読している車雑誌も一緒に購入しようかと。領収書をもらえば、「経費」になりますよね?

 「領収書があれば経費にできる」とは限りません。領収書はあくまで「支払いがあった事実」を証明する書類です。経費として認められるかどうかについては、「事業に関係があること」「誰と、何の目的で支出したか」等によります。そのため領収書には、支出目的や人数等を追記する習慣をつけましょう(図表1⑦)。もし

会社のお金で個人的な趣味のものを購入した場合には、私的流用や横領などに問われる可能性があります。厳に慎まなければなりません。なお、紙で発行された領収書の場合、一般に、記載金額「5万円以上(税抜)」で収入印紙が貼られている必要があります(電子発行の領収書には不要)。

ギモンその②

領収書がもらえない場合は?

 現場で、先輩が自販機の缶コーヒーを差し入れしていました。自販機で購入した場合、領収書が出ませんよね。どうすればいいですか?

図表1 領収書に必要な記載事項

⑦ 現地視察の労資料代。打合せ茶集料代(計10名)

領収書

② (株)◎建設 様

③ ¥8,140-

④ 但し 食品(軽減税率対象)、備品代として上記正に領収いたしました。

⑤

内訳	税抜金額	消費税率	消費税額
	2,000円	10%	200円
	5,500円	8%	440円

⑥ 株式会社○■ストア
〒123-4567
東京都新宿区神楽坂0-1-01
電話番号 03-1234-5678
登録番号 T0123456789012

① NO. 009
発行日 2026年3月1日

- ①日付(年月日を記載。西暦・和暦どちらでもOK)
- ②宛名(原則として、代金を支払った企業名=自社名)
- ③金額(金額の先頭に「¥」末尾に「-」等を付記)
- ④但し書き(商品名等。軽減税率対象がある旨も)
- ⑤内訳(税率が異なる場合、各消費税額も記載)
- ⑥発行者(印鑑はなくてもOK・登録番号)
- ⑦追記(支出の目的や人数等は自社で追記する)

※下線部分:インボイスに該当するために必要な記載事項

あらためてチェックしてみよう! 「給与明細」のきほん

給与には、毎月一定額が支給される基本給や通勤手当などのほか、時間外手当のように毎月変動するものがあります。これらを基礎として、控除する社会保険料や税金の額が決まります。意外と知られていない「給与明細」の数字の裏側について、確認してみましょう。

「時間外手当」と「通勤手当」

時間外手当 — ①

「時間外手当」は、勤務状況（日数・時間）を把握した上で、以下の算式で計算します。

$$\text{時間外手当} = (\text{基準内賃金合計} \div \text{所定労働時間}) \times \text{割増率} \times \text{時間外労働時間}$$

基準内賃金とは、通常の労働時間に対して支払われる賃金をいいます。家族手当や通勤手当、臨時的な祝金等は除外されます。割増率は、法定時間外労働は25%以上、法定休日労働は35%以上、深夜労働（原則として午後10時～午前5時）の場合は25%以上*と定められています。

*深夜労働に加え、法定時間外労働または法定休日労働がある場合は、それぞれの割増率に深夜労働の割増率が上乘せされます。

非課税通勤手当 — ②

「非課税通勤手当」とは、税法上、通勤手段ごとに定められた非課税限度額の範囲内の支給をいい、公共交通機関の場合は、定期代等の実費が相当します。マイカー通勤の場合は、通勤距離に応じて金額が定められています。一方、「課税通勤手当」とは、非課税限度額を超えて支給される通勤手当です。

社会保険料・税金はどうやって決まる?

社会保険料合計 — ①

社会保険料のうち、健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料は、毎月の「報酬」を基に算出されます。ここでいう「報酬」とは、基本給に加え、通勤手当や時間外手当等を含むすべての支給額（税引き前）を指します。

給与明細のイメージ(サンプル)

給与支払明細書

(令和 8年 5月25日支給)

支	基本給	役付手当	職務手当	資格手当	特別手当	業績手当	
	住宅手当	家族手当		皆勤手当	その他		時間外手当
給							①
		通勤手当(課税分)	給与控除額	課税支給額	非課税通勤手当		支給合計
控	健康保険 介護 子育 一般	厚生年金	雇用保険	社会保険料合計	課税対象額	所得税	住民税
				②		③	④
除					表彰金	通勤費控除	
			その他の控除	控除合計	端数調整	端数預け金計	差引支給額

この報酬をもとに「標準報酬月額」の等級が決まり、これに健康保険・介護保険・厚生年金のそれぞれの保険料率を乗じることで、毎月の社会保険料が算定されます。なお、原則として社会保険料は従業員と事業主が折半して負担します。

「年収130万円の壁」における収入判定では、賞与や残業代・通勤手当などあらゆる手当が収入に含まれます。交通費が高い従業員ほど標準報酬月額が高くなり、その分、社会保険料も高くなる仕組みになっています。

●「年収106万円の壁」の判定基準

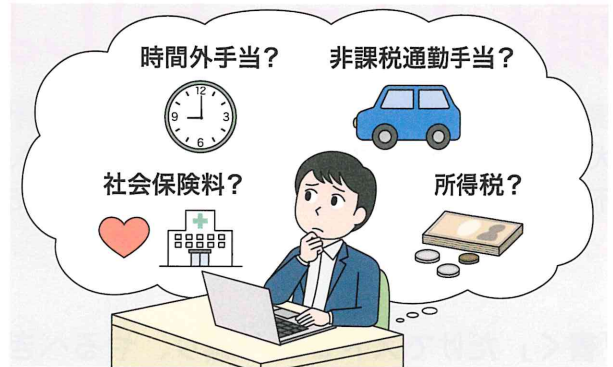
「年収106万円の壁」の基準となる「月額8万8,000円超」には、基本給などの固定給が用いられ、賞与や残業代などの変動的手当や通勤手当は含まれません（なお、令和8年10月にこの賃金要件は撤廃される予定です）。

●算定基礎届・月額変更届の提出

4月から6月までの3カ月間の報酬を「算定基礎届」として毎年7月10日までに管轄の年金事務所等へ提出します。その平均値に基づき、9月以降に徴収すべき社会保険料の等級（標準報酬月額）が決定されます。

また、昇給等で定期的に支給される報酬に大幅な変動があった場合、一定の要件のもと、「月額変更届」の提出が必要となります。

また、本年5月分の給与から新たに「子ども・子育て支援金」が差し引かれます。支援



金額は、標準報酬月額に支援金率（0.23%）を掛けて従業員と事業主とで折半します。

所得税——②

所得税は、課税支給額から社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険等）を控除した「課税対象額」に対して、国税庁公表の源泉徴収税額表（月額表）を参照し、扶養家族の人数に応じて徴収すべき所得税額が決まります。なお、月額表は通常、毎年1月に改定されています。

住民税——③

住民税は、前年の所得をもとに市区町村が決める税金です。毎年5月～6月頃、社員の住所地の市区町村から住民税に関する特別徴収税額の決定通知書が届きます。これを参照し各人から毎月徴収する住民税額を把握し給与から控除します。

Point

給与計算は、これからもっと複雑に! —— 手計算等では限界!

近年、「年収の壁」の見直しや「子ども・子育て支援金」の導入など、給与に関連する制度改正が次々に行われ、給与計算が複雑化しています。毎月の給与計算を、正確に、迅速に行うには、もはや「手計算や表計算ソフトでは限界……」といえるでしょう。

TKCの給与計算システム「PXシリーズ」やFXクラウドシリーズ「給与計算機能」なら、法改正に自動対応し、社会保険料・税金の計算も自動で行われるので、入力や計算のミスを減らすことができます。制度が変わるたびに悩むことなく、給与計算を「かんたん・ラク」にしてくれます。



詳しくはこちらから
TKCグループホームページ
「PX2 戦略給与情報システム」
(令和8年3月1日現在)



「書く瞑想」で 頭も心もスッキリしよう

現代人が1日に処理する情報量は、なんと平安時代の人的一生分に相当するともいわれます。大量の情報に埋もれて忙しい毎日を送るなかでは、頭の中がごちゃごちゃになってしまい、その不安や焦りから心の余裕もなくなってしまいがち。そんなときにオススメなのが「書く瞑想」です。

shellisan/PIXTA

「書く」だけでストレスが減り、やるべきことに気づく！

「書く瞑想」(ジャーナリング)とは、自分の頭に浮かんだことをそのまま書き出す手法のこと。習慣化コンサルタントの古川武士氏は、書く瞑想の主なメリットとして、右の3つを挙げています。

つまり、書く瞑想によってストレスが減少し、自分が本当にやるべきことに気づく。そして人生の目標まで見つかる——というわけです。

① 心が整う

書くことで、不安や焦りなどのマイナス感情が減っていく。また、感謝や思いやりなどをじっくり味わえるようになり、心の充足を得られる。

② 生活が整う

書いたものを振り返り、大切なこと・不要なことを軸にやるべきことを修正することで、生活がよりシンプルになる。

③ 人生が整う

「書く瞑想」で自己対話を進めることで、人生の目標や、自分自身が求めていることを自然と見つけられるようになる。

考えず、まずは「感情」にフォーカスする

書く瞑想に取り組む際、意識すると良いとされるポイントがいくつかあります。

● 頭で考えず、あるがままに気持ちを書く

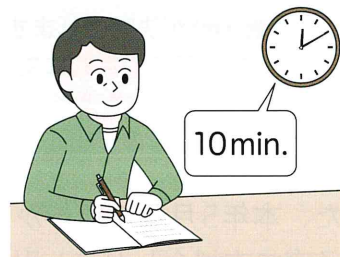
考えて書くのではなく、感情にフォーカスすることが重要とされます。心から湧き上がってくる言葉を「芋づる式」に書き出していきます。

● 手書きで取り組む

パソコンやスマホを使うよりも、ペンを手に取ってノートなどの紙に書き連ねるほうが、脳が活性化してより効果的になるとされます。

● 時間を区切る

だらだら書いていると集中力が下がり、長続きしなくなってしまいます。「1日10分」などと時間を計って毎日取り組むと、やがて習慣になっていきます。



新年度がスタートして一段落したこのタイミングで、「書く」ことを通じて頭と心を整えて、自分自身を見つめ直してみませんか。

【参考】古川武士『書く瞑想——1日15分、紙に書き出すと頭と心が整理される』ダイヤモンド社
吉田典生『手で書くこと』が知性を引き出す 心を整え、思考を解き放つ新習慣「ジャーナリング」入門』文響社 等

今月の ことば

俺らまだのびしろしかないわ「のびしろ」 Creepy Nuts

Creepy Nutsは、ラッパーの「R-指定」と世界一のDJ「DJ松永」によるヒップホップユニット。2021年にリリースされた「のびしろ」は、自分の足りないところを悲観せず、「まだまだ伸びる余地がある」と前向きに捉える姿勢を表現した曲。失敗や未熟さは成長のチャンス。むやみに落ち込まず、ありのままの自分を肯定すれば、「まだまだいける!」と、未来への希望も持てるはず。自分で自分を受け入れるところから始めよう。

JASRAC 出 2601683-601